

議案第 6 4 号

市川市保育の実施に関する条例の廃止について

市川市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市保育の実施に関する条例を廃止する条例

市川市保育の実施に関する条例（昭和 6 2 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定により、条例で定めることとされていた児童の保育に欠ける事由が、内閣府令で家庭において必要な保育を受けることが困難である事由として定めることとされたことから、本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。